

# 死亡届に伴う 手続のご案内

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご家族がお亡くなりになると、それに伴うさまざまなお手続が必要となります。

主な手続をまとめましたので、ご確認のうえお手続をお願いいたします。

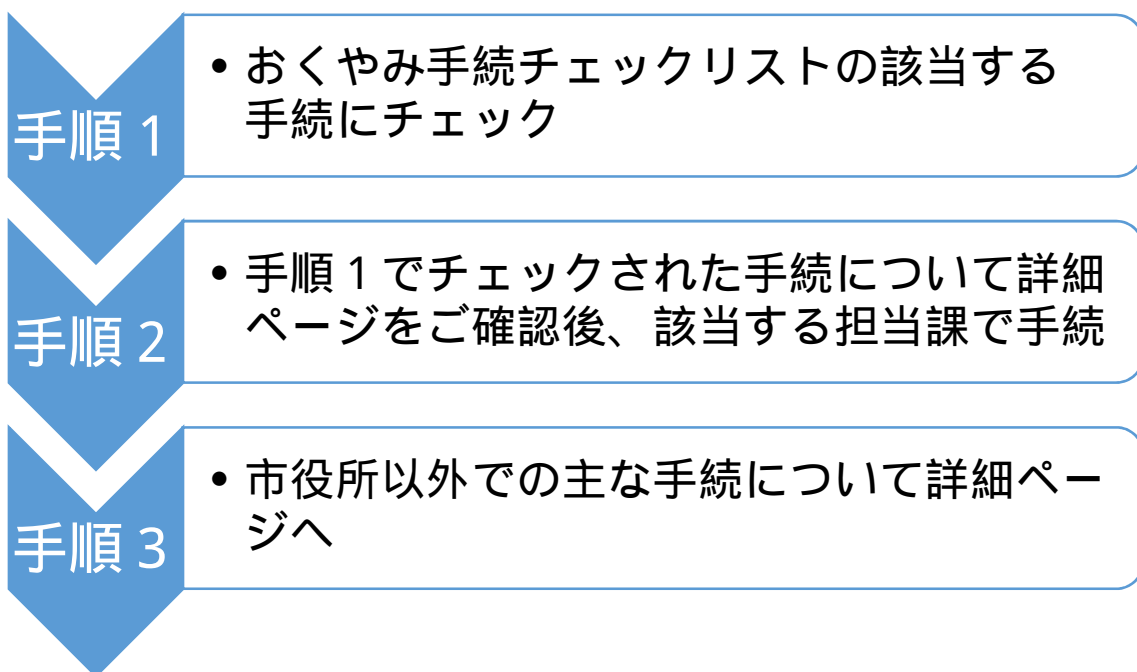


宇 治 市

## 【目次】

おくやみ手続チェックリスト	1～4ページ
市役所での手続	5～18ページ
市役所のみの手続で完結できないものもあります。	
市役所以外での主な手続	19～20ページ
市民課で発行する証明書について	21ページ
戸籍謄本等の広域交付	22ページ
死亡届に関するご案内・宇治市斎場のご案内	23ページ
参考 三親等内の親族図	24ページ
参考 委任状様式と記入見本	25～26ページ

## 【手続の流れ】



# おくやみ手続チェックリスト

## 手順1

市役所でのお手続をする際に事前にご確認ください。

該当	亡くなられた方の情報	チェック	手続内容	手続詳細ページ
健康保険等	国民健康保険証をお持ちでしたか	はい いいえ	亡くなられた方の国民健康保険から抜ける届出	5A
			葬祭費の支給	5B
			世帯主の変更	5C
	後期高齢者医療被保険者証をお持ちでしたか(75歳以上の方)	はい いいえ	被保険者証の返却、保険料に関する説明等	6A
			葬祭費の支給	6B
	福祉医療費受給者証、子育て支援医療費受給者証又は重度心身障害老人健康管理事業対象者証(シール)をお持ちでしたか	はい いいえ	福祉医療(老人・障害・ひとり親)、子育て支援医療、重度心身障害老人健康管理事業	6C 6D
年金	国民年金を受給又は加入されていたか	はい いいえ	ご加入状況などにより手続が異なります。まずは年金医療課にお問合せください。	7と8
介護保険	65歳以上又は要介護(要支援)の認定を受けていましたか	はい いいえ	被保険者証の返却、資格喪失届、相続人届、高額介護サービス費等の支給	9A
生き長が寿い	シルバーホン・リサイクル福祉用具貸与・認知症高齢者等安心見守りGPS貸与等高齢者福祉施策を利用されましたか	はい いいえ	廃止手続(機器等の貸与があるものは返却)	9B

該当	亡くなられた方の情報	チェック	手続内容	手続詳細ページ
住民票	3人以上(いずれも15歳以上)の世帯でしたか	はい いいえ	世帯主変更	10A
	特別永住者証明書・在留カードをお持ちでしたか	はい いいえ	返却	10B
障害福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか	はい いいえ	手帳の返却	11A
	特別児童扶養手当を受給していましたか。又は支給停止となっていましたか	はい いいえ	資格喪失届、未払手当の請求(対象者のみ)	11B
	特別障害者手当・障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していましたか。又は支給停止となっていましたか	はい いいえ	死亡届、未払手当の請求(対象者のみ)	11C
	障害福祉サービス・自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)受給者証をお持ちでしたか	はい いいえ	受給者証の返却	11D
	障害者扶養共済制度に加入されましたか	はい いいえ	障害者扶養共済制度	11E
	障害者手帳をお持ちの方でNHK放送受信料が免除されていましたか	はい いいえ	NHK放送受信料免除	11F
税金	原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有していましたか	はい いいえ	廃車、名義変更届	12A
	個人市・府民税が課税されていましたか	はい いいえ	相続人代表者の指定	12B
	土地・家屋を所有していましたか(登記・未登記に関わりません)	はい いいえ	現所有(代表)者の届等	12C 12D
	口座から市税を引き落としていましたか	はい いいえ	口座振替の停止	13A

該当	亡くなられた方の情報	チェック	手続内容	手続詳細ページ
水道	上水道・下水道を使用されていましたか	はい いいえ	上水道・下水道の名義変更	14A
			納付方法の変更	14B
			上水道・下水道の使用中止	14C
子育て	児童手当を受給していましたか	はい いいえ	児童手当に関する手続	15A
			児童手当の未払金の請求	15B
			児童手当の受給者変更(新規認定の申請)	15C
	児童扶養手当を受給していましたか	はい いいえ	児童扶養手当に関する手続	15D
			児童扶養手当の未払金の請求	15E
	母子家庭奨学金の支給を受けていましたか	はい いいえ	母子家庭奨学金の支給決定変更	15F
	子どもが育成学級に入っていますか	はい いいえ	育成学級(学童保育)の変更届	15G
交通事故で亡くなられた方が義務教育終了前の子どもの保護者でしたか	はい いいえ	国際ソロプチミスト宇治交通遺児奨学資金等の申請	16A	
小中学生・幼稚園園児の保護者でしたか	はい いいえ	保護者の変更	16B	

該当	亡くなられた方の情報	チェック	手続内容	手続詳細ページ
住まい	空き家をお持ちでしたか。又は居住者が亡くなられて空き家になりましたか	はい いいえ	空き家管理に関する相談	16C
	市営住宅の入居者でしたか	はい いいえ	市営住宅入居者に関する手続	16D
その他	マイナンバーカード・マイナンバーの通知カードをお持ちでしたか	はい いいえ	返却	17A
	し尿収集の名義人でしたか	はい いいえ	世帯主の変更又は廃止	17B
	ふれあい収集(ごみ収集福祉サービス)を利用されていましたか	はい いいえ	利用者の変更又は廃止	17C
	浄化槽の管理者でしたか	はい いいえ	浄化槽の管理者変更手続	17D
	犬の所有者でしたか	はい いいえ	犬の所有者の変更届	17E
	天ヶ瀬墓地公園のお墓の使用者でしたか	はい いいえ	天ヶ瀬墓地公園の名義変更(承継)手続	17F
	森林をお持ちでしたか	はい いいえ	森林所有者変更の届出	18A
農地をお持ちでしたか	はい いいえ	農地法第3条の3届出	18B	

# 市役所での手続

## 手順2

国民健康保険課(本庁舎 1階:窓口番号 6)      0774 - 20 - 8729

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	亡くなられた方の国民健康保険から抜ける届出	国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合	亡くなられた方の被保険者証 亡くなられた方の高齢受給者証(70歳以上の方) 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	14日以内	/
B	葬祭費の支給	国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合	会葬礼状や葬儀の領収書 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 委任状(喪主以外の方が申請に来られる場合)	葬儀の翌日から2年以内	/
C	世帯主の変更	世帯主が亡くなられて、残られた世帯員が国民健康保険に加入されている場合	被保険者証 高齢受給者証(70歳以上の方) 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) (口座振替を希望される場合) 口座番号のわかるもの 銀行印 京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・ゆうちょ銀行・JA京都やましろの口座からの引落としをご利用される場合、キャッシュカードのみで口座登録が可能です(専用端末で暗証番号の入力が必要です)。	14日以内	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	・被保険者証等の返却 ・保険料に関する説明 等	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合	【返却】亡くなられた方の被保険者証等  相続人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	14日以内	/
B	葬祭費の支給	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合	会葬礼状等の喪主の氏名が明記されている書類  来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)  喪主名義の振込口座がわかるもの  委任状(喪主以外の方が申請に来られる場合)	葬儀の翌日から2年以内	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
C	・福祉医療(老人・障害・ひとり親) ・子育て支援医療 ・重度心身障害老人健康管理事業	各制度の受給者が亡くなった場合	【返却】亡くなられた方の受給者証等	14日以内	/
D	福祉医療(ひとり親)	ひとり親家庭(年度末年齢が18歳までのお子様と親)の世帯になられた場合	健康保険証(対象の方全員)  ひとり親家庭であることが確認できるもの  詳しくは、福祉医療係までお問合せください。	速やかに	/



該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未支給年金(死亡届)</li> <li>・遺族厚生年金</li> </ul>	老齢(基礎・厚生)年金/共済年金/障害厚生年金を受給されている方が亡くなられた場合	請求先は、年金事務所又は共済組合になります。ご不明な点は、国民年金係でご確認ください。	14日以内	/
	未支給年金(死亡届)	受給者 障害/遺族基礎/寡婦年金のみを受給されている方が亡くなられた場合	亡くなられた方の基礎年金番号又はマイナンバーのわかるもの 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 請求者の預金通帳 戸籍謄本(全部事項証明書) 亡くなられた方の年金証書 死亡診断書の写し(遺族基礎年金のみ)	14日以内	/

年金医療課 国民年金係のお手続については、

8ページへ続きます。次のページをご覧ください。

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
	遺族基礎年金	国民年金のみに加入されており、18歳未満のお子様がいる方が亡くなった場合	亡くなられた方の基礎年金番号又はマイナンバーのわかるもの 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) 請求者の預金通帳	14日以内	/
	・死亡一時金 ・寡婦年金	被保険者 国民年金に加入されている方が亡くなった場合	戸籍謄本(全部事項証明書) 亡くなられた方の年金手帳 死亡診断書の写し(遺族基礎年金のみ)		/
	種別変更届	3号被保険者	亡くなられた方の基礎年金番号又はマイナンバーのわかるもの 来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	14日以内	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	介護保険	介護保険の被保険者が亡くなられた場合	<p>【返却】介護保険被保険者証</p> <p>来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)</p> <p>(認定をお持ちの方)</p> <p>【返却】介護保険負担割合証等</p> <p>(高額介護サービス費を受給していた方)</p> <p>代表相続人の金融機関の口座番号等がわかるもの</p>	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
B	高齢者を対象とした各事業	各事業の利用者又は対象者(シルバーホン・福祉電話・リサイクル福祉用具貸与・紙おむつ等給付・認知症高齢者等安心見守りGPS貸与・老人園芸ひろば・高齢者アカデミー等)が亡くなられた場合	詳しくは、長寿生きがい課までお問合せください。	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	世帯主の変更	世帯主がお亡くなりになり、世帯に残られる方のうち、15歳以上の方がお二人以上おられる場合	届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)  委任状(別世帯の方が届出を行う場合のみ)	14日以内	/
B	・特別永住者証明書 ・在留カード	亡くなられた方が左記のカードをお持ちの場合	・特別永住者証明書は住居地を管轄する地方出入国在留管理官署まで直接返納してください(市民課でもお預かりできます)。  ・在留カードは住居地を管轄する地方出入国在留管理官署まで直接返納してください。	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> </ul> <p>の返却</p>	<p>障害者手帳(身体、療育、精神)の所持者が亡くなられた場合</p>	<p>【返却】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</p>	速やかに	/
B	<p>特別児童扶養手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者、配偶者又は扶養義務者が亡くなられた場合</li> <li>・対象児童が亡くなられた場合</li> </ul>	<p>手続の内容により異なりますので、障害福祉課までお問合せください。</p>	速やかに	/
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者手当</li> <li>・障害児福祉手当</li> <li>・経過的福祉手当</li> </ul>	<p>受給者が亡くなられた場合</p>	<p>未支払手当金請求者の金融機関口座番号のわかるもの(対象者のみ)</p>	速やかに	/
D	<p>障害福祉サービス・自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)の受給者証の返却</p>	<p>障害福祉サービス・自立支援医療の受給者が亡くなられた場合</p>	<p>受給者証</p>	速やかに	/
E	<p>障害者扶養共済制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者が亡くなられた場合</li> <li>・給付金受給者(障害のある方)が亡くなられた場合</li> <li>・給付金管理者が亡くなられた場合</li> </ul>	<p>手続の内容により異なりますので、障害福祉課までお問合せください。</p>	速やかに	/
F	<p>NHK放送受信料免除</p>	<p>障害者手帳(身体、療育、精神)の所持者で全額免除・半額免除を受けている世帯員が亡くなられた場合</p>	<p>同じ世帯に障害者手帳(身体・療育・精神)を所持している方がおられる場合は、障害福祉課までお問合せください。</p>	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	原付バイク、小型特殊自動車の廃車・名義変更	125cc以下の原付バイク、トラクターやフォークリフト等の小型特殊自動車を所有していた方	ナンバープレート  来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)	速やかに	/
B	相続人代表者指定届	市民税・府民税の納税義務者が亡くなった場合	特に必要ありません。	速やかに	/
C	固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届	固定資産税(土地・家屋)の納税義務者が亡くなった場合	納税通知書等	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
D	未登記家屋の所有者変更届	固定資産税(土地・家屋)の納税義務者が亡くなった場合(未登記の家屋がある場合)	納税通知書等	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	市税等の口座振替の変更又は廃止	亡くなられた方の名義で引落し口座を登録している場合	<p>(引落し口座を変更する場合)</p> <p>納税通知書等、通知書番号がわかるもの</p> <p>預貯金通帳</p> <p>通帳届出印</p> <p>(郵送でも届出は可能)</p> <p>口座振替の停止は電話でも可能</p> <p>一部金融機関については、以下の書類等を持参していただくことで税務課窓口で口座振替の登録が可能です。</p> <p>届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)</p> <p>新しく登録する口座のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要です)</p> <p>詳しくは、税務課までお問合せください。</p>	速やかに	/

集合住宅の場合は、まず管理会社等にご確認ください

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	上水道・下水道の名義変更	上水道・下水道の名義人が亡くなられて、引続き使用される場合	特に必要ありません。 (電話でも届出は可能)	速やかに	/
B	納付方法の変更	名義人の死亡後も上水道・下水道を引続き使用される方で、納付方法の変更を希望される場合	<p>《口座振替から納付書に変更する場合》</p> <p>特に必要ありません。 (電話でも届出は可能)</p> <p>《納付書から口座振替に変更する場合、引落とし口座を変更する場合》</p> <p>金融機関での手続が必要になりますが、一部金融機関については、以下の書類等を持参いただくことで営業課窓口で口座振替の登録が可能です。</p> <p>届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)</p> <p>新しく登録する口座のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要です)</p> <p>詳しくは、営業課までお問合せください。</p>	速やかに	/
C	上水道・下水道の使用中止	上水道・下水道の名義人が亡くなられ、使用を中止される場合	特に必要ありません。 (電話でも届出は可能)	速やかに	/



該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	児童手当の減額又は消滅の届	児童手当の対象だった児童が亡くなった場合	特に必要ありません。	速やかに	/
B	児童手当の未払金の請求	児童手当の受給者が亡くなった場合	預金通帳等、支給対象のうち、最も年長の児童の振込口座の情報がわかるもの	速やかに (2年が経過すると、時効により受給資格が消滅します。)	/
C	児童手当の受給者変更 (新規認定の申請)	児童手当の受給者が亡くなり、配偶者等が新たに児童を監護養育することになった場合 (公務員の方は、ご自分の職場でお手続きください。)	マイナンバーカード 又はマイナンバーのわかるもの  本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)  預金通帳等、振込口座の情報がわかるもの	15日以内 (遅れると、受給できない月が発生する可能性があります。)	/
D	児童扶養手当の支給に関する届	児童扶養手当受給者の児童、配偶者又は扶養義務者が亡くなった場合	児童扶養手当証書	速やかに	/
E	児童扶養手当の未払金の請求	児童扶養手当の受給者が亡くなった場合	預金通帳等、支給対象のうち、最も年長の児童の振込口座の情報がわかるもの	速やかに (2年が経過すると、時効により受給資格が消滅します。)	/
F	母子家庭奨学金の支給決定変更	母子家庭奨学金の対象だった児童が亡くなった場合	認印	速やかに	/
G	育成学級(学童保育)の変更届	育成学級に入級する児童と同居する方が亡くなった場合	特に必要ありません。	速やかに	/

交通政策課(本庁舎 4階) 0774 - 20 - 8727

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	国際ソロプチミスト宇治交通遺児奨学資金等の申請	交通事故で亡くなられた方に義務教育終了前のお子様がおられる場合	手続に必要な書類等につきましては、交通政策課までお問合せください。	速やかに	/

学校教育課(本庁舎 6階) 0774 - 20 - 8757

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
B	保護者の変更	亡くなられた方に小中学生又は幼稚園に通いのお子様がおられる場合	特に必要ありません。	速やかに	/

住宅課(本庁舎 5階) 空き家対策係 0774 - 21 - 0418

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
C	空き家の活用・管理に関する相談	亡くなられた方が空き家をお持ちだった又は居住者が亡くなられて、空き家になり管理方法等でお困りの場合	特に必要ありません。	ありません	/

住宅課(本庁舎 5階) 住宅係 0774 - 20 - 8740

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
D	市営住宅入居者に関する手続	市営住宅の入居者が亡くなられた場合	住民票の除票(死亡届の写しでも可)  その他、世帯構成等により手続が変わりますので、詳しくは住宅課までお問合せください。	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	カードの返納 ・マイナンバーカード (個人番号カード) ・マイナンバーの通知カード	亡くなられた方が左記のカードをお持ちの場合  亡くなられた方の住民票(除票)にマイナンバーは記載できません。  必要な場合は各手続終了後にご返納ください。	各カード	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
B	世帯主の変更又は廃止	し尿収集の名義人が亡くなられた場合	認印	速やかに	/
C	利用者の変更又は廃止	ふれあい収集(ごみ収集福祉サービス)の利用者が亡くなられた場合	特に必要ありません。	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
D	浄化槽の管理者変更手続	浄化槽をお使いの世帯の方で、管理者が亡くなられた場合	特に必要ありません。	30日以内	/
E	犬の所有者の変更届	犬の所有者が亡くなられて、所有者が変更になる場合	犬の登録番号がわかるもの(犬鑑札等)	30日以内	/
F	天ヶ瀬墓地公園の名義変更(承継)手続	天ヶ瀬墓地公園にお墓をお持ちの方が亡くなられた場合	手続に必要な書類等につきましては、墓地公園管理事務所(0774-39-9205)又は環境企画課までお問合せください。	速やかに	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
A	森林所有者変更の届出 所在地の市町村役場へ	森林所有者が亡くな れて所有者が変更にな る場合	届出書  森林の土地の位置 を示す図面  その森林の登記事 項証明書又は遺産 分割協議書等	前所有者 が亡くな れてから 90日以内	/

該当	手続	対象者	持ち物	期限	完了日
B	農地法第3条の3届出 所在地の市町村農業委員 会へ	農地を相続された方	土地登記事項証明 書(相続登記済の 全部事項証明書に 限る)	相続登記 完了後	/

市役所でのお手続は、これで以上になります。

市役所以外でのお手続については、

**手順3**

をご覧ください。

## 市役所以外での主な手続

### 手順3

市役所以外で必要になる主な手続です。  
手続の方法や必要書類については、各契約会社等にお問合せいただき、速やかにお手続ください。

該当	項目	主な手続	手続先	必要書類
	生命保険等	死亡保険金の請求 名義変更等	加入している生命保険又 は代理店	生命保険会社にお問 合せを
	預貯金口座、株式 等	相続手続	銀行、証券会社等	銀行、証券会社等に お問合せを
	クレジットカード	解約手続	各カード会社	各カード会社にお問 合せを
	国税関係	相続税手続 所得税等申告手続	宇治税務署 0774-44-4141	左記にお問合せを
	不動産登記関係	所有権の移転登記等	京都地方法務局 宇治支 局 0774-24-4121 0774-24-4122	左記にお問合せを
	賃貸住宅・借地・借 家	契約書の書換え・解 約等	各契約先	左記にお問合せを
	普通自動車、125 ccを超えるバイク	名義変更等	京都運輸支局 (ヘルプデスク) 050-5540-2061	左記にお問合せを
	軽自動車(三・四輪 車)	名義変更等	軽自動車検査協会 京都事務所(コールセン ター) 050-3816-1844	左記にお問合せを
	自動車保険(自賠 責・任意保険)	名義変更・解約等	契約している保険会社	左記にお問合せを

該当	項目	主な手続	手続先	必要書類
	相続関係	遺言書の検認・開封 相続放棄の申立て	京都家庭裁判所 075-722-7211	左記にお問合せを
	固定・携帯電話	名義変更・解約等	各契約会社	左記にお問合せを
	インターネット	名義変更・解約等	各契約会社	左記にお問合せを
	NHK受信料	名義変更・解約等	NHKふれあいセンター 0120-151515	左記にお問合せを
	ガス料金	名義変更・使用中止	各契約会社	左記にお問合せを
	電気料金	名義変更・解約等	各契約会社	左記にお問合せを
	運転免許証	返納手続	京都府警察本部 運転免許試験課免許係 075-631-5181 宇治警察署 0774-21-0110	左記にお問合せを
	パスポート	返納手続	京都府旅券事務所 075-352-6655 山城広域振興局旅券窓口 0774-24-5362	左記にお問合せを
	ケーブルテレビ会社	名義変更・解約等	各契約会社	左記にお問合せを

# 市民課で発行する証明書について

- マイナンバーカード や 運転免許証、パスポート、健康保険証などの本人確認書類をお持ちください。

## 戸籍 (戸籍・除籍・改製原戸籍・戸籍の附票)

請求先は本籍地の役所です。次の からの方は広域交付を利用できます。(詳細は次項)

請求できる方

- 本人
- 配偶者
- 直系尊属・卑属(子・孫・親・祖父母など)
- 相続人

- の場合、関係のわかる戸籍が必要です。 の場合、相続人であることがわかる資料(戸籍や遺言書など)が必要な場合があります。詳しくは請求先の市区町村役場にご確認ください。

請求できる方以外は  委任状が必要です。

- (!) 死亡届を提出されてから内容が戸籍に反映されるまでには日数を要します。詳しくは本籍地の市区町村役場にお問合せください。また、住民登録地以外で死亡届を提出された場合は、住民票に反映されるまでに日数を要します。

## 郵送でも申請できます (印鑑証明書除く)

請求方法や必要書類は自治体によって異なる場合があります。請求先の役所にご確認ください。

## 住民票 (住民票・住民票の除票)

請求先は住民登録地の市区町村役場で請求できる方

- 【住民票】:本人 または 同一世帯の方
- 【除票】:相続人(手続きをされる方)

- 【除票】は資料や関係のわかる戸籍が必要です。詳しくは請求先の市区町村役場にご確認ください。

## スマホから申請できます

マイナンバーカードをお持ちの方はスマートフォンから申請すると証明書が郵送で届きます。

詳しくはこちら... 宇治市ホームページ



## 印鑑登録証明書

- 宇治市の印鑑登録証



住民登録地の市区町村役場での発行となります。証明書の発行の際には、印鑑登録証をお持ちください。

代理人が請求する場合は印鑑登録証を預かり、申請書に正確な情報を書いていただきます。なお、宇治市では印鑑登録された本人が申請する場合に限り、マイナンバーカードでも印鑑登録証明書を取得できます。(4桁の暗証番号が必要)

亡くなられた方の印鑑登録は廃止になっているため、証明書は発行できません。

宇治市の住民票・印鑑登録証明書は **コンビニ交付** を利用できます。

## 戸籍謄本等の広域交付

これまで、戸籍証明書は、すべて本籍地のみで発行していましたが、令和6年3月1日より、以下の条件を満たす場合、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました。

さらに、一か所の市区町村の窓口でまとめて請求できるようになり便利になります。

### 請求できる証明書と手数料

証明書	手数料
戸籍全部事項証明書	450円
除籍全部事項証明書 除籍謄本 改製原戸籍謄本	750円

個人事項証明書、戸籍の附票、一部事項証明書、コンピューター化されていない戸籍等は請求できません。

### 請求できる人

その戸籍に載っている人

その人の配偶者と直系尊属(父・母・祖父母など)、直系卑属(子・孫など)

代理人や第三者による請求はできません。

### 請求できる場所

宇治市役所市民課、または行政サービスコーナーの窓口

郵便、オンラインによる請求はできません。

### 必要書類

窓口に来庁する方の官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類

(運転免許証やマイナンバーカードなど)

官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は請求できません。



## 死亡届に関するご案内

住民登録地が宇治市以外の方については、住民票に届出の内容が反映されるまでに日数を要します。届出の内容が反映された戸籍の作成には1週間～10日程度の日数を要します。

< 市民課の執務時間外に届け出られた場合 >

警備員室では届書類の受け取りのみを行い、後日に審査を行います。そのため、届出の内容に不備がある場合、訂正のために再度ご来庁いただく必要があります。なお、不備や確認事項がなく受理された場合、受理決定した旨の連絡は行っておりません。

火葬許可証につきましては、ご遺族の便宜を図るため、審査を行う前に交付しております。申請された内容のままで発行しておりますので、実際の内容と異なることがあります。予めご了承ください。

< 問い合わせ先 > 宇治市役所 市民課  
 電話: 0774 - 22 - 3141 (代表)

## 宇治市斎場のご案内

宇治市斎場の使用料は次のとおりです。

区 分		単 位	使用料	
			市 内	市 外
火 葬 場	大人(12歳以上)	1 体	12,000円	90,000円
	小人(12歳未満)	1 体	8,000円	60,000円
	妊娠4月以上の死産児	1 体	6,000円	45,000円
	妊娠4月未満の死産児	1 体	3,600円	27,000円
	肢体の一部及び胎盤	4キログラムまで	3,600円	27,000円
4キログラムを超え1キログラムごとに		800円	6,000円	
第1葬祭場	午後4時から翌日の午後4時まで	52,000円	186,000円	
	午前0時から午後4時まで	26,000円	93,000円	
第2葬祭場 及び 第3葬祭場 (第1葬祭場を2分の1ずつに区画したもの)	午後4時から翌日の午後4時まで	26,000円	93,000円	
	午前0時から午後4時まで	13,000円	46,500円	
安置室	午後4時から翌日の午後4時まで	3,600円	12,900円	
待合室	1室 2時間	2,400円	8,600円	

(備考)

1 「市内」とは、次の場合をいいます。

- ・亡くなられた方が死亡時に宇治市の住民基本台帳に記録されている場合
- ・死産児については、死産時にその父又は母が宇治市の住民基本台帳に記録されている場合
- ・肢体の一部及び胎盤については使用者が使用の許可の際に宇治市の住民基本台帳に記録されている場合

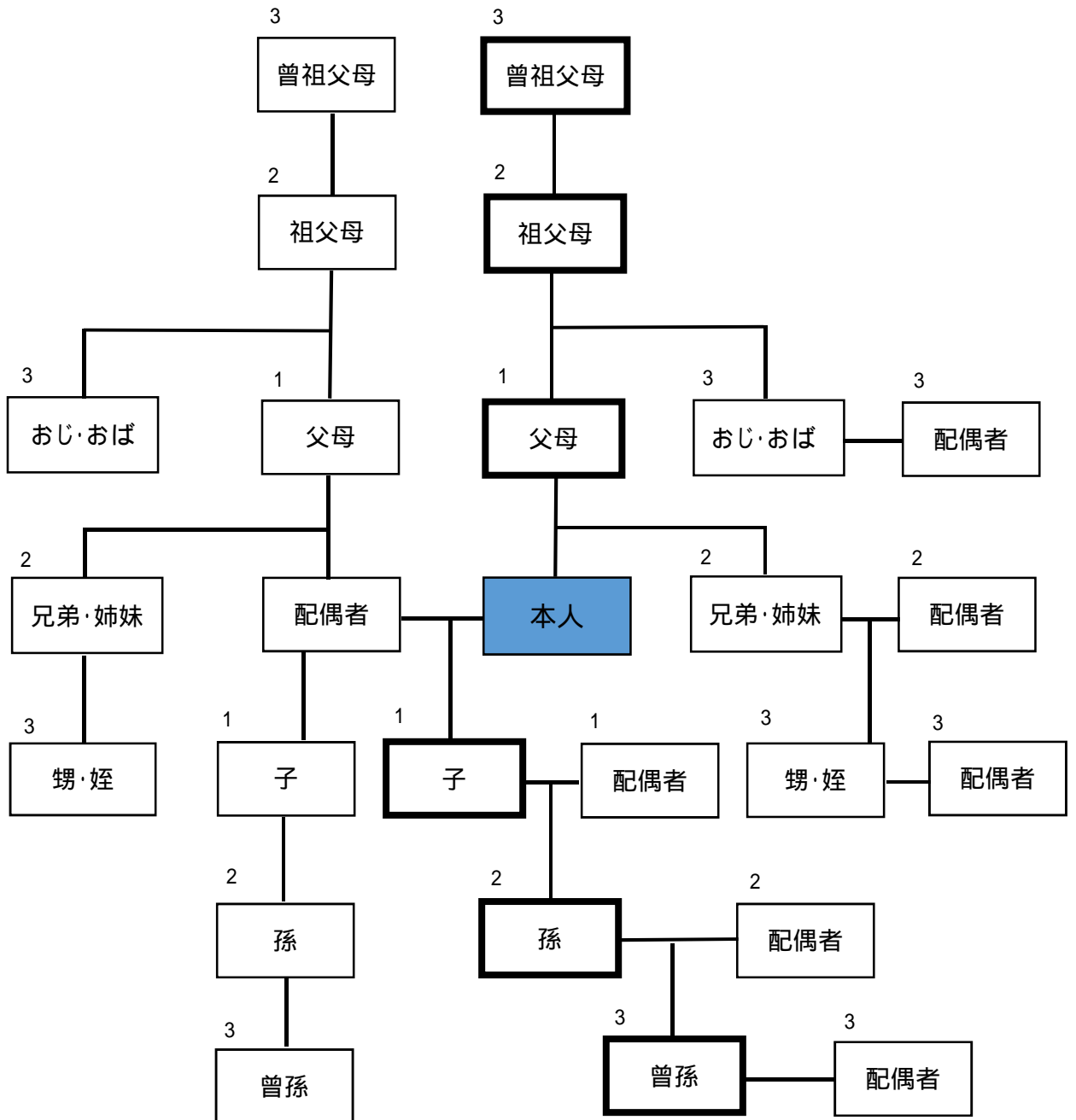
2 「市外」とは、1に定める以外の場合をいいます。

3 肢体の一部及び胎盤が4キログラムを超える場合で1キログラム未満の端数があるときは、その端数を1キログラムとみなします。

< 問い合わせ先 > 宇治市斎場  
 電話: 0774 - 39 - 9203

# 参考

## 三親等内の親族図



本人欄が今回亡くなられた方になります。

太枠で囲っている方が直系の親族になります。

続柄の数字は、一親等から三親等までの血族(1～3)と姻族(1～3)になります。

# 委任状

代理人 住所 京都市伏見区鷹匠町39番地の2

京都団地2棟303号

氏名 都 京太郎

生年月日 大正・昭和  
平成・西暦 40年4月10日

私は上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

- レ (宇治 花子) の [ 住民票の写し・住民票記載事項証明書 ] の交付請求
- レ (宇治 二郎) の 住民票除票の交付請求
- レ (宇治 花子) の 戸(除)籍謄(抄)本の交付請求  
( ) の 戸籍の附票 (附票の廃棄証明書) の交付請求  
〔後見等の証明書・独身証明書〕 の 交付請求  
〔婚姻・出生・離婚・( )〕届 の 受理証明書の交付請求  
印鑑登録申請
- レ 住民登録の異動届  
〔 転出・転居・転入・世帯主変更・世帯合併・世帯分離・( ) 〕届  
( )

宇治市長あて

2024年3月17日



委任者 住所 宇治市宇治琵琶33番地

宇治マンション405号

(自署) 氏名 宇治 花子 

生年月日 大正・昭和  
平成・西暦 15年5月5日

委任者の欄は、自署又は記名、押印してください。

該当するものに  および  、または( )内に委任する申請・届出等の内容を記入してください。

# 委任状

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大正・昭和  
平成・西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私は上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

( ) の [ 住民票の写し・住民票記載事項証明書 ] の交付請求

( ) の 住民票除票の交付請求

( ) の 戸(除)籍謄(抄)本の交付請求

( ) の 戸籍の附票(附票の廃棄証明書)の交付請求

[ 後見等の証明書・独身証明書 ] の 交付請求

[ 婚姻・出生・離婚・( ) ] 届 の 受理証明書の交付請求

印鑑登録申請

住民登録の異動届

[ 転出・転居・転入・世帯主変更・世帯合併・世帯分離・( ) ] 届

( )

宇治市長あて

年 月 日

委任者 住 所 \_\_\_\_\_

(自署)

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 大正・昭和  
平成・西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

委任者の欄は、自署又は記名、押印してください。

該当するものに  および  、または( )内に委任する申請・届出等の内容を記入してください。

